

三重県広域受援計画の修正について

1 三重県広域受援計画の修正について

本県では、南海トラフ地震等の大規模災害時に、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国、他県、関係機関等の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげることを目的に、平成 30 年(2018 年) 3 月、「三重県広域受援計画」を策定し、防災訓練等を通じて受援計画の実効性を高めているところです。

新型コロナウイルス感染症の発生、国の物資調達・輸送調整等支援システムの運用開始等を受け、下記のとおり修正を行う予定です。

2 主な修正点について

(1) 感染防止対策の追記

新旧対照表番号：1・2・3・7・11・18・19

【第 1 章】総則

受援時には、手洗い・咳エチケットの徹底や「3つの密」を避けるなどの基本的な感染防止対策に加え、各分野に応じた感染防止対策の具体例等を記載します。

(⇒該当する章にも再掲)

(2) 「物資調達・輸送調整等支援システム」(内閣府)運用開始に伴う修正

新旧対照表番号：8・9・10

【第 6 章】物資調達に関する計画

国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するため、令和 2 年から同システムの運用が開始されたことを踏まえ、同システムについて記載します。

(3) 令和元年房総半島台風(台風第 15 号)・東日本台風(台風第 19 号)の検証を踏まえた修正

新旧対照表番号：12・13・14・15・16・17

【第 7 章】燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画

事前伐採等による予防保全や、災害時の復旧作業を円滑に進めるために障害となる倒木の除去等について、平時より電力会社や通信事業者との連携の強化を図ることを記載します。

(4) 熊本県への D H E A T 派遣を通じて得た教訓の反映

新旧対照表番号：4

【第 4 章】医療・保健活動に関する計画

令和 2 年 7 月豪雨において、熊本県へ D H E A T (災害時健康危機管理支援チーム)を派遣した際に得られた教訓(指揮調整を担うことができる人材の育成や受援県となった場合に備え円滑な受け入れ等について理解促進)について記載します。

(5) 三重県版 D W A T の発足の反映

新旧対照表番号：5・6

【第 5 章】高齢者や障がい者等を支援する職員(介護職員等)の受入れに関する計画

令和 2 年 9 月に三重県版 D W A T (三重県災害派遣福祉チーム)が発足したことに伴い、三重県版 D W A T について、記載します。